

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 朋和

1 日時

令和4年3月3日（木曜日）

午前10時0分開会、午後2時26分散会

（うち休憩 午前11時54分～午後1時2分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

佐々木朋和委員長、千葉秀幸副委員長、五日市王委員、高橋はじめ委員、
吉田敬子委員、佐々木努委員、千田美津子委員

4 欠席委員

佐々木茂光委員、白澤勉委員、山下正勝委員

5 事務局職員

糠森担当書記、小笠原担当書記、及川併任書記、田澤併任書記、後藤併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

石田企画理事兼環境生活部長、菊地副部長兼環境生活企画室長、
佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、高橋若者女性協働推進室長、
尾形環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
菊池環境生活企画室特命参事兼ジオパーク推進課長、
黒田環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、
藤原自然保護課総括課長、新沼県民くらしの安全課総括課長、
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、
藤本県民くらしの安全課消費生活課長、古澤廃棄物施設整備課長、
前田若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長、
高田若者女性協働推進室特命参事兼連携協働課長

(2) 保健福祉部

野原保健福祉部長、村上副部長兼保健福祉企画室長、工藤理事心得、
佐々木医療政策室長、中里子ども子育て支援室長、
菊池参事兼障がい保健福祉課総括課長、畠山保健福祉企画室企画課長、
竹澤健康国保課総括課長、阿部地域福祉課総括課長、前川長寿社会課総括課長、
中田医療政策室医務課長、鎌田医療政策室特命参事兼地域医療推進課長、
三浦医療政策室感染症課長、日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長

(3) 医療局

小原医療局長、小原医療局次長、植野医師支援推進室長、
鈴木経営管理課総括課長、宮職員課総括課長、久慈医事企画課総括課長、
千葉業務支援課総括課長、菊地医師支援推進室医師支援推進監、
千田医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費中 環境生活部関係

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第2条第2表中

第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4項 生活保護費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第3項 保健所費

第4項 医薬費

第11款 災害復旧費

第5項 保健福祉施設災害復旧費

第2条第2表中

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第3条第3表中

1 追加中 1

イ 議案第43号 令和3年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)

ウ 議案第51号 令和3年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第53号 令和3年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)

9 議事の内容

○佐々木朋和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

佐々木茂光委員、臼澤委員及び山下委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼環境生活企画室長 環境生活部の追加提出議案について御説明申し上げます。

令和3年度の補正予算についてでございますが、議案(その4)6ページをお開き願います。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)のうち、環境生活部の補正予算額は、3款民生費、2項県民生活費のうち5,694万5,000円の減額補正と、7ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の11億8,762万2,000円の減額補正、9ページに参りまして、12款公債費、1項公債費のうち329万3,000円の減額補正、13款諸支出金、2項公営企業負担金のうち26万8,000円の増額補正であり、合わせまして12億4,759万2,000円の減額補正となり、補正後の歳出予算総額は101億625万8,000円となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の110ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側説明欄の下から四つ目、いわて県民情報交流センター管理運営費は、新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用者の減少により、利用料金収入が減少しているいわて県民情報交流センターアイーナの指定管理料の増額を行おうとするものであります。

111 ページに参りまして、3目青少年女性対策費であります。下から四つ目、いわて若者活躍支援強化事業費は、若者グループ等が実施する活動への補助実績が当初見込みを下回ったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

次に、少し飛びまして121ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。説明欄の中ほど、再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金は、今年度の融資実績等の見込みに伴い、所要の補正をしようとするものであります。

122 ページをお開き願います。2目食品衛生指導費であります。上から二つ目、乳肉衛生指導取締費は、対米輸出食肉の検査に係る経費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費であります。上から五つ目、水道施設耐震化等推進事業費は、市町村等が行う水道施設の耐震化等に要する経費への補助額が当初見込みを下回ったため、所要の補正をしようとするものであります。

123 ページに参りまして、上から二つ目、産業廃棄物処理施設整備事業促進費は、一般財団法人クリーンいわて事業団による産業廃棄物管理型最終処分場の整備の支援等に要する経費について、所要の補正をしようとするものであります。

次に、4目環境保全費であります。二つ目の休廃止鉱山鉱害防止事業費は、旧松尾鉦山における坑道埋め戻し工事等に要する経費について、所要の補正をしようとするものであります。

おめくりいただいて124ページであります。5目自然保護費であります。三つ目の自然公園施設整備事業費は、国の交付金が減額となったことなどにより、工事請負費等に要する経費について、所要の補正をしようとするものであります。

次に、6目鳥獣保護費であります。三つ目の指定管理鳥獣捕獲等事業費は、ニホンジカやイノシシの生息状況調査に要する経費等について、所要の補正をしようとするものであります。

7目環境保健研究センター費は、同センターに係る管理運営費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その4）にお戻りいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち、当部関係は、12ページに参りまして、3款民生費、2項県民生活費の6,906万3,000円と、13ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の9億2,501万1,000円の合わせて9億9,407万4,000円で

ありますが、これは補助事業者の総事業実施が遅延したことや、計画の調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 123 ページの3目環境衛生指導費の中で、海岸漂着物等地域対策推進事業費というのがございました。88万5,000円ほどの減額になっておりますが、ふだんどんな活動をされているのか一つ。先日テレビ放映で、ウミガメからマスクが出てきたという話もありました。非常にショッキングな報道でありましたが、それに加えて、私が一番心配しているのは、肥料に使われている農業用のマイクロプラスチック。あれも相当沿岸各地に漂着しているのではないかと心配しておりまして、その対策を農業部門でもしていかなければならないと思っておりました。今現在この項目に関する活動についてはどんな形で行動されているか、現在どういうものが漂着しているか、その辺についてお伺いします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まず、海岸漂着物等地域対策推進事業についてですが、今年度は根浜海岸で海岸漂着物を集めるという事業を県で企画しまして、皆さんの参加をいただいでごみ拾い等を行いました。また、市町村が行っている海岸漂着物の収集事業に対する補助も行っております。また、農林水産部において、ごみの実態調査を行うとともに、環境保健研究センターでプラスチックの漂流物の分析等を行っております。そのような事業の補助を行うのが主な事業で、ことしの特徴としては内陸部の漂着物についてもパンフレット等を配布して、内陸からごみが出ないように啓発活動も行っております。

続きまして、農業用の資材ということですがけれども、農業用かどうかというのは残念ながら実態がわかっておりません。ただ、肥料に使われるプラスチックは、今後も技術開発をするというような情報はいただいております。

申し訳ありません。プラスチックの実態調査について、資料を探した上で説明させていただきます。

○高橋はじめ委員 いずれ海岸に漂着するもの、よくテレビではさまざまな海外のものも漂着しておりますし、それから内陸からのごみも相当漂着しているということでもあります。きれいな海を守っていかなければならないし、後世に伝えていかなければならない。そういう意味では、漂着したものをただ沿岸部の情報だけにとどまらず、やはり内陸にもしっかりとPRして、川に物を流さない、そういう運動も県民運動としてもやっていかなければならないのではないかと思います。

あと、農業関係は作業上の問題ですので、私も農業をやっております、遅効性の肥料ということで、小さいプラスチックにコーティングされたやつがじわじわと効くようになっていきますけれども、それが排水のときに少し目立つなと思いつつも、そのまま農業排水に流しております、あれはどうかして回収しなければならないなという思いもちょっとしておりました。

そういうことも含めて、全体で海の汚染というものを防いでいかなければならないと思

いますので、ぜひ今後とも幅広い活動をお願いしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 大変失礼いたしました。農林水産部で令和2年度に回収した漂着物は320トンありまして、その9割が流木等でございます。人工物は1割で、その中の1.5%に当たる4.7トンはプラスチックだったというのが実態でございます。

○吉田敬子委員 まずは、NPO関係のことでお伺いしたいと思います。県民生活総務費の中のNPO活動交流センター管理運営費、また事業型NPO育成事業費等、NPOに関するさまざまな事業がありますけれども、まずNPO活動交流センターについて。こちらは2006年のアイーナ開館のときからセンターが設置されていると思いますけれども、このセンターの取り組みの評価についてお伺いしたいと思います。

また県内では震災後はNPOの活動はさまざまたくさんふえて、その後、一方で実態のないような、活動はしていないのだけれども、そのままあるようなNPOもあると伺っておりますけれども、県内のNPOの数をどのように把握されているか。その2点をお伺いしたいと思います。

○高田特命参事兼連携協働課長 NPO活動交流センターの件でございますけれども、アイーナの6階に、アイーナの設置とともに設置されているものでございます。

その評価ということでございますが、NPO活動交流センターにつきましては、委託事業という形で、現在はフォーラム21というNPOといわて連携復興センターというNPOの共同体に委託しております。それが3年に1度の更新で委託しておりますが、その評価につきましては、毎月モニタリングという形で意見交換をしたり、こういった相談がありましたとか、こういった事業をやっていますというような形での報告といろいろな意見交換をしているところあります。

もう一つ、NPOの実態でございますけれども、令和3年12月現在で県内には481の法人がおります。その中でNPOにつきましては、毎年1回事業報告をしなければいけないことになっておりますけれども、3年間事業報告をされていないところが21法人ございまして、そういったところにつきましては、ある意味休眠状態であるということでございます。その理由につきましては、いろいろとお聞きするところによりますと、例えば役員が死亡されたとか、あとは会員の皆様がなくなったとかということで、なかなか総会が開けないということで、解散もままならないというようなところがあると把握しております。あとは、沿岸部につきましては、やはり減少傾向でございまして、平成24年が設置の数が一番多かったのですけれども、徐々に減っております。それは、県内の全体のNPOの傾向とも一緒なのでございますけれども、最近では設置件数よりも解散件数のほうが多いという状況でございまして、数としても横ばい、もしくは若干減ってきているというような傾向であります。

○吉田敬子委員 私もさまざまなNPOにいろんな話を伺うことがあるのですがけれども、活動を一生懸命やられているところと、例えば震災のときに立ち上げたNPOが、やはり10年たつとそのときの活動内容とは趣旨が今ちょっと変わってきていて、メンバーもその

ときは思いが一緒だったものが、なかなか継続できないというような御相談やお悩みとも聞いたりしています。ただ一方でそういったNPOの活動を支援して、継続していただくことで、行政と民間との協働というところはすごく大事だと思いますし、震災のときに私たちはそれをすごく経験させていただいたと思います。

高田特命参事兼連携協働課長の御答弁でも、やはり平成24年が最大だったということで、そこから減少傾向にあるのがすごく残念です。何とかそれを維持できるような、事業転換なのか、中身の部分なのか、役員なのか、NPO活動交流センターというのは、県内のNPOに対する支援もされているような場所だと思うのですが、そういった支援の取り組みをもっと加速化していただきたいと思っています。

NPO活動交流センターは、フォーラム21といわれて連携復興センターがやられているということで、来年度については、今プロポーザルをされているのか、ちょうど委託の更新時期だということですが、NPOが減少したり、なかなか活動が活発化されないようなところがふえていく中で、NPO活動交流センターという位置づけを、県としては今後どのように課題解決につなげていくことをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○高田特命参事兼連携協働課長 まず、NPOへの支援というところでありまして、現在、国の交付金及び基金を財源としました補助等を行って、NPOの活動に対しては助成しているところでございます。

そのほかに、NPO活動交流センターにつきましては、各講座、例えばクラウドファンディングをやってみたいというようなNPOを集めての講座だとか、あとはやはり中長期計画がなかなか立てられないというようなNPOに対して、中長期計画を立てる考え方の講座だとか、そういったものを、こしは9講座実施しております。

そのほかに、NPO活動交流センターにつきましては、各市町村のNPOの担当課とも意見交換等をしておりまして、やはりNPO活動交流センターは盛岡市のアイーナにしかございませんので、そういった形で全県にわたっての活動に取り組んでいくということで、意見交換をしながら今活動等をしております。

来年度につきましても、そういったさまざまな講座も引き続き実施してまいりますし、特にやはり新型コロナウイルス感染症の感染拡大でいろいろと対面的な活動ができないというNPOの声も聞きますので、例えばWi-Fiを使ってリモートで活動するための支援なども通しまして、活動を活発化させていきたいと思っております。

○吉田敬子委員 ぜひお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、女性のためのつながりサポート事業費についてお伺いしたいのですが、女性用品の提供の部分についてです。今年度は、市町村以外への配布、若年層への生理用品等の配布について特にお伺いしたいのですが、4大学、80校の中学校、高校に対してやられていると認識しておりますけれども、配布をしてみて大学、学校からの反応というのは県としてどのように収集しているか、その辺をお伺いしたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 女性用品の配布に対する学生からの声とい

うことでありますが、今年度から大学などと連携して行っておりますけれども、やはり学生さんはコロナ禍でアルバイトが減って、収入が減少しているという中で、女性用品を提供いただいたことで経済的にも精神的にも救われたなどというような声も寄せられておりまして、コロナ禍で不安や孤独を抱える方に対しての支援ができていないのかと考えております。

○吉田敬子委員 その配布の仕方について、個別のトイレに配置しているのか、保健室に直接来てもらうような仕組みにしているのか、大学と中学校、高校それぞれについて教えていただければと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 大学などにおいてですけれども、今年度は女性のための講座とか、そういったものに合わせて日にちを決めて、配布等を行ったこともありますし、またトイレなどにはいつ、こういうときに配布しますよというようなポスターなどを貼っているのが大学の状況でございます。

それから、高校なども、今手元に詳しい資料はないのですけれども、保健養護教諭などを通じて、生徒の方々が困らないような、あまり精神的に負担とならないような形で配布していると伺っております。

○高橋若者女性協働推進室長 少し補足をさせていただきます。大学への生理用品の提供ですけれども、当初トイレへの配置につきましても、こちらでいろいろ大学と相談したところではございましたが、やはりトイレで誰が持つていくかわからないような状況で、衛生的に十分ではないのではないかという話がありまして、今年度につきましてもは大学でのトイレ内での配置については実施はしていない状況です。ただ、県立学校で、個別にトイレなどに置いて提供したというようなこともございまして、それぞれの受け取りやすい配布方法を、事務局等で検討されて取り組ませていただきました。

○吉田敬子委員 今年度が初めて、特に年度途中からの開始ということで、当局も大学や高校等にも直接一生懸命働きかけていただいたと思います。本当ありがとうございます。せっかく変化しているものが、どうしたらさらに本当に支援が必要なところに届くのかということをも私日々考えて、学生などにも声を聞いたりしています。来年度も継続していただけるということなのですが、学生や学校にアンケートなど何か御協力いただく機会があるものなのか、せっかくやるのであれば、必要なところに支援が届いてほしいという意味で検討していただきたいと思っておりますが、最後にそれを伺って終わりたいと思います。

○高橋若者女性協働推進室長 今年度ですけれども、大学への提供につきまして学生の生の声を聞きたいということで、岩手大学と岩手県立大学の事務局と連携して、アンケート調査を実施させていただきました。

県立学校等、高校等へのアンケートの調査につきましては、教育委員会の御判断ということもあろうかと思っておりますし、教育委員会、各学校におきましては、保健室で保健の先生が丁寧に個々の生徒の状況なりを伺っているというような体制をしいているとを聞

いておりますので、そういった機会を通じて必要な生徒に支援が届くような体制を進めていくものと捉えております。

○千田美津子委員 二つあるのですが、まず1点目は環境衛生総務費の中の再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金の融資実績が確定したことに伴う減額補正について、この全体像といいますか、事業の実績についてお聞きしたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金の概要と、実績についてのお尋ねということであります。

こちらは、県内に再生可能エネルギー設備を建設する県内の中小企業が、設備導入や事業の実施に要する資金を保有するための原資の一部を金融機関に預託しまして、設備導入を進めようというものであります。

毎年度行っておりますけれども、預託額としては例年1億円から、令和2年度あたりですと6,800万円となっております、令和2年度の実施件数としては2件という状況であります。

○千田美津子委員 金融機関に預託するというので、今回の補正額は2億円ということなのですが、計画に対してこの実績をどのように評価をしていらっしゃるのか。これはすごく大事な事業で、促進をするという立場からするとどうなのかなと思いますので、お聞きしたいと思います。

○菊池副部長兼環境生活企画室長 ただいまの貸付金の評価であります、先ほど前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長からも令和2年度の実績を申し上げましたが、年度によって凸凹があるといいますか、例えば遡りますと平成24年度などは4件で2,000万円程度とか、その後ふえて、年によって4億円を超えたり、あるいは最近ですと1億円前後で推移しておりますが、いずれ我々とすればこういった再生可能エネルギー、それから省エネの設備を導入していただいて、地球温暖化の防止に資するというのが目的でございますので、どんどん導入のために使っていただくというのが趣旨でございます。ただ、先ほど申したとおり、年度によって企業の動きも異なるということがございますので、我々とすればそういった資金需要に応えられるように、年度当初においては多めに予算を計上しているというところでございます。引き続き低利の融資があるというPRに努めて、究極の目的は貸付けではなくて、地球温暖化の防止に資するというところでございますので、そういった方向で取り組んでまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 目的がどのように遂行されるかが一番大事なので、今お話があったような体制を進めていただきたいなと思います。年度によって相当な凸凹があると今御答弁を聞いて思ったのですが、例えば企業のこれからの予定を事前に把握をしながらやっていくとか、現状ではそういう取り組みはなされていないのでしょうか。

○菊池副部長兼環境生活企画室長 先ほど前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長から答弁申し上げたとおり、貸付けの窓口は市中の金融機関でございます。直接県が貸し付けということではなくて、普通銀行か信用金庫かによって、貸付原資の割合が4割か、あ

るいはそれと異なる率もあるのですが、いずれ企業の窓口は金融機関でございます。我々とすれば、こういった制度がありますというのを御存じない方がいらっしやらないように普及啓発に努め、利用の促進に努めたいと考えております。

○千田美津子委員 よろしくお願いたします。

それでは、2点目ですが、環境衛生指導費の中に水道施設耐震化等推進事業費があります。ここも当初の見込みを下回ったということでの3億7,000万円の減額となりますが、まずこの事業の全体像をお知らせください。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 水道施設耐震化推進事業費であります。こちらは国の交付金を財源に、例えば水道管の更新、耐震化を図るための事業化のときに、市町村の経営状況に応じて補助率は変わりますけれども、市町村に対して補助をしている事業でございます。

我々で市町村の御要望もお聞きしながら、必要額を取りまとめているところでございますが、工事を進めていく中や、事業を検討していく中で急遽必要になったというような声になるべくお応えしたいという思いもございまして、要望額に少し余裕を持たせた形で予算を計上させていただいているという状況でございます。そういう中で、最終的には今年度3億7,000万円ぐらいが市町村では要望がなかったということで、減額をさせていただくものでございます。

○千田美津子委員 市町村の要望に応える、そういう幅を持たせた予算化だということで、分かりました。

やはり水道施設を布設したのはいいけれども、いかに耐震化が非常におくれていると思っています。実質は、市町村、実施主体が決めていくことになるわけですが、県全体の水道の耐震化率などは把握をされているのでしょうか。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 県全体の耐震化でございますが、配水管の耐震適合率というデータがございます。こちらにつきまして県の実績といたしましては48.1%（後刻「49.5%」と訂正）ということで、国の平均よりは上回っている状況であります。

○千田美津子委員 国の状況を上回っているということで、それはそれで結構なのですが、やはり48.1%ということで、これからかなりの部分の耐震化が必要になるということで、やはり計画的に進められるように県としてもさまざまアドバイスをしながら、そして予算が市町村の要望に応えられる状況にあるということは非常にいいと思いました。引き続き市町村との連携を強めて進めていただきたいと思いますので、その点をお聞きして終わります。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 委員御指摘のとおり、水道施設は県民生活になくってはならない施設でございますので、それが災害のときもずっと機能するように、市町村と連携しながら耐震化を進めていきたいと思っております。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際何かありませんか。

○高橋はじめ委員 私から1点。軽米町から、かるまい交流駅（仮称）建設予定地に関する医療廃棄物の処理について医療局に費用の請求が来ていました。その件について、私どもの会派、希望いわての当時五日市王代表宛てに陳情書が来て、その後議長が交代してから今度は県議会の五日市王議長宛てにもう一通、軽米町から陳情書が来ました。およそ1億6,500万円ほどの処理費用、あるいは工事の遅延損害金等の費用負担を県に求めるということであるのですが、その陳情書について私なりにいろいろ調査をさせていただいて、何点か疑問に思ったことがあります、そのことについてお尋ねしたいと思います。

まず、このかるまい交流駅（仮称）の用地は平成29年3月に軽米町の町民の方から取得したと。その後いろいろ設計等も準備があったので、令和になりまして、令和2年9月15日に軽米町の議会では工事3件の請負契約の議案を可決したということで、工期は令和2年9月18日から令和4年10月25日ということ、それから起工式は10月19日に開催と。工事に着手する予定ということで、3工事業者から令和2年11月1日から令和4年10月25日までという工程表が届いたということでありました。その後、県民の方から、かるまい交流駅（仮称）の工事に関して、土壤汚染対策法第4条第1項の形質変更届が未提出だということで、軽米町役場や県北広域振興局二戸保健福祉環境センターにもそういう情報が届いたようでありました。

県民から指摘があるまで、土壤汚染対策法上の届け出がなかったことに気づかなかったのかというのが1点と、それからこの土壤汚染対策法上の届け出は誰がどの時点で指導すべきものか。かるまい交流駅（仮称）の事業は軽米町がやるわけだから、軽米町の責任の下でこの届け出をするものなのか。あるいは補助事業を使ってやるわけですから、事業の申請の段階で、3,000平米を超える場合の形質変更届を提出する必要があるという指導をすべきな気もするのですけれども、この辺については今、行政事務としてはどのようになっていましたか。

○黒田環境保全課総括課長 高橋はじめ委員からの御質問に対してお答えいたします。

まず最初に、このかるまい交流駅（仮称）の建設に関して、事前に把握できなかったの

かということでございます。お尋ねになっております土壤汚染対策法に係る土地の形質変更届でございますが、3,000 平米以上の土地を掘削など改変を行う、いわゆる形質変更と呼ばれているのですけれども、これを実施する際に事前に届け出を出すというものでございます。これにつきましては、基本的に開発行為を行う者、今回の場合であれば軽米町が事業者へ委託をしておりますので、軽米町または委託事業者が届け出を出すという形になるかと思われまふ。今回は軽米町役場から届け出が出てきております。

これにつきましては、開発に当たってさまざまな関係法令がありますので、広域振興局に事前相談などがあれば、こういった工事が行われるということ把握する流れにはなっていくかと思うのですが、今般は特にそういった事前相談はなく、軽米町と委託事業者の間で建設計画をつくったと見込まれることから、事前の把握についてはなかなか難しかったのではなからうかと考えております。

県としましては、この土壤汚染対策法に基づく届け出の必要性や重要性については、これまでも各自治体や建設事業者など関係団体には逐次通知を出してありまして、またあわせて事業団体の研修会などの際にもお知らせをしたりして周知を繰り返し行っているところでございます。

○高橋はじめ委員 本来は事業主の軽米町が事前にそういうことを熟知して、この工事をする前に届け出をするべきところ、失念したということだと思っております。

10月28日に軽米町が1度届け出をしたと。それで、10月30日付で二戸保健福祉環境センターで審査をして、軽米町に通知を出したと。そのときには、土壤汚染等の調査を命じません、工事は直ちに着工してよろしいという通知内容であったということです。そのときの判断として、この場所は旧県立軽米病院があった跡地ですから、昭和43年まで病院として機能があった。それ以降は軽米町に譲渡して、軽米町がさまざまな町の施設とか、あるいは誘致企業の工場として利用されていたということなのです。それまでに例えば旧県立沼宮内病院とか旧県立花巻厚生病院の跡地から医療廃棄物が出たということで、さまざまな廃棄物処理を大がかりにやったという行動等も皆さん目にしていたわけでありまふ。だから、そういうことを踏まえると、いろいろな地籍を見て、やはりこの場所はそういう医療廃棄物がある可能性がある。したがって、その情報を集めて、どういう工事をやるかはわかりませんが、工事によっては土壤調査をやる必要があると、その後さまざまものが出てくる可能性もないとは言えないと、本来はそういう指導をするべきだと私は感じました。土壤調査等を命じないとしたその通知内容は、なぜそう判断したのかということをもう少し説明いただければと思いまふ。

○黒田環境保全課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、3,000 平米以上の土地の形質変更の場合に届け出をすると、これがまずスタート地点になります。この届け出が出ました後に、二戸保健福祉環境センターにおきまして、当該土地の地歴を調べてありまして、今委員御発言のとおり、昭和44年まで旧県立軽米病院が借地としてこの土地を使用していたということなどはわかっております。

命令に関しての判断としまして、こうした土地の使用履歴のほかに、有害物質を使用していたかどうかということもございます。まず、一つ目としましては、医療局に問い合わせましたところ、この当時の県立軽米病院に関する書類が廃棄済みで、有害物質の使用履歴の確認はできなかったということ。二つ目としましては、そのほかの有害物質を使用していた特定施設がこの土地にあったという履歴はなかったということ。そして、三つ目としまして、土地が何らかの形で有害物質によって汚染されたことがあるかといった情報について、確認されていないということでございます。これらの理由によりまして調査命令については発出しなかったわけでございますが、基本的に届け出イコール調査命令ということではなくて、今お話ししたように、土地の履歴を調査した後に、有害物質などが使用されていて、汚染のおそれがあると判断された場合に調査命令を発出するということになります。繰り返しになりますが、今回は有害物質などの使用履歴が確認されておきませんので、調査命令の発出がなかったということでございます。

また、旧県立軽米病院が撤退したのは昭和44年ということございまして、環境関連法令は昭和45年以降に制定されております。水質汚濁防止法などでは、病院も特定施設に指定はされておりますけれども、こうしたことも鑑みての判断でございます。

○高橋はじめ委員　そういう判断をされたということでありました。その後、11月6日に、二戸保健福祉環境センターから10月30日に許可いただいた件について再度協議の申入れがあつて、工事を一旦停止をしたということ。それで、11月17日、これは18日の受付印なのですが、形質変更届を提出したとあります。これは最初の形質変更届、10月の変更届とはまた違う書類なのか、その辺はいかがですか。

○黒田環境保全課総括課長　10月に出されたものは、先ほど委員が御説明いただいた内容にありました、町民から買い取った土地にかるまい交流駅を建てる、そのかるまい交流駅（仮称）を建てる部分ということで出されたものでございまして、これは既に3,000平米を超えておりましたので、それによって判断しております。その後、軽米町役場では住民からの御指摘があつて、入り口に駐車場もあわせて設置するという工事内容だったということで、この立地部分についてもあわせて提出があつたものでございます。この駐車場部分につきましては、盛土をするという設計でございまして、最初の調査命令に関する判断と内容的には変わらないということでしたので、11月の対応は同様の内容となっております。

○高橋はじめ委員　今のお話を聞きますと、二度手間になっている感じがするのですけれども。二戸保健福祉環境センターと打ち合わせをしていたというのは軽米町の記録であるのですけれども、そのときにこの盛土の件もあわせて本来は一緒に出ささるべきだったのを、その部分が漏れていたと。これはまたお互いに認識不足なのか知りませんが、事務的には何かお粗末という感じがするわけであります。

それから、11月18日に受け付けした件について、11月20日に、最初の届け出に対する通知と同様に、土壤汚染調査は命じない、工事着手してもよろしいという内容を受け取っ

たので、早速工事に取りかかったら、11月20日の午後にボーリング工事に着手したところから、医療廃棄物と思われるガラスの小瓶とか注射器等が出土したということがあったわけです。最初は問題ないだろうという判断であったが、結局、結果としては医療廃棄物がここで出たと。これに対する対応を軽米町といろいろやったと思うのですけれども、このときの対応をどうされたのか、もう一度確認の意味でお伺いしたいと思います。

○**黒田環境保全課総括課長** 当時の対応状況であります。まず土壌汚染対策法に基づく届け出につきましては、先ほどお話ししたとおり、土壌汚染、例えば有機溶媒であるとか、そういった有害物質が土地にしみ込むことによって、地下水などを汚染して周辺住民に健康被害をもたらす可能性があるという判断ということでございます。今般は、その土壌汚染法に基づいての命令を発出しないという判断でございました。

実際にその工事が始まりまして、掘削したところから廃棄物が出てきたということでございまして、掘削工事を始めた11月20日の時点で軽米町役場から二戸保健福祉環境センターに報告があつて、その状況の確認を指示しております。要は写真を撮ったり、記録を残すように指示をしております。その後、11月24日に軽米町立会いのもとに現地調査を実施して、実際に医療廃棄物が出てきたということを確認しております。その後、翌11月25日に軽米町でも試掘調査を始めておりまして、医療廃棄物のほかにコンクリートがらなども出てきたということで、報告が出てきております。その後は、廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律での処理が必要になりますので、一時保管や、その適正処理に対する指導を実施しております。

○**高橋はじめ委員** 最初の段階でこういうものが出る可能性があるということをしっかり伝えて、軽米町側でその調査をやっていたら、後々のこういう問題が出なかったのではないかと。軽米町は、これで医療廃棄物の周辺一帯を、およそ500トン余り処理をしたと。それらの処理費用と、それからその間工事がとまったので、工事の遅延損害金等々含めて1億6,500万円余りの請求が来たわけです。

この事前の段階できちっとそれを検査、調査をしておれば、こういう問題は小さい金額、その土壌調査の費用だけで済む問題をこれまで大きな金額に膨らませたというのは、やはりそこに判断ミスがあつたのではないかと、私はそう思うわけです。その辺については、現実問題、この状況からどう回顧して評価するものですか。

○**佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長** ただいまの土壌汚染対策法に規定することと、医療廃棄物が出てきたという、二つの問題がございます。高橋はじめ委員がおっしゃるとおり、初めから総合的に指導なりできていればいいのではないかといいところはありますけれども、土壌汚染対策法の届け出というのは、先ほど環境保全課総括課長も答弁したとおり、有害物質ですとか、過去の特定有害物質を扱った施設があるかどうかというところなどで届け出の有無を規定しておりますので、そういったところで二戸保健福祉環境センターではきちっと事務指導を行って、届け出を受理し、調査命令を行わないこととしたものであります。掘った結果、工事を始めた結果で医療廃棄物が出てきたという問題

につきましては、出てきたその時点できちんと撤去処理ということを行わなければなりませんので、そのときの廃棄物の出た状況、あるいは汚染の広がり状況を調べて撤去したということで、問題はないと考えております。

○佐々木朋和委員長 高橋委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○高橋はじめ委員 ちょっと時間が足りないですけども。いずれ医療廃棄物が出たから、これは医療局の問題であるかのようになっているのですけれども、私としては、これはもっと事前に防げたのではないかという思いを強くしているのです。法律上はここは問題ない、だから調査命令をかけなかった。しかし実際問題出た。あと皆さん方は出たものについては適正に処理してくださいと、はい、これでおしまいと。皆さん方はそんなものかもしれませんが、その間で医療局が今度は支払いに応ずるためのさまざまな努力をされているのです。旧軽米病院、軽米病院と言われて、医療局の県立病院で働く方々が今一番心を痛めているのです。これは、当時とすれば土中に埋めても法律上何も問題ない、そういう法律に縛られない処理の仕方をやってきた。それが今現在この法律ができている状態で、こういう状況が出てきた。そういうことを考えれば、やっぱりこれは細心の注意を払いながら、こういうことが起きたら、あなた方はどういう対応を考えているのだということも含めて、それを予測をしながら軽米町に指導しなければならなかったのではないかと、私は思います。

今後ともこういう土壌汚染対策法上の届け出に関するところは、やはりきちっとその地歴を見て、それから地域の方々の情報も集めながら、大丈夫かどうかの判断もしていかなければならないと思います。ぜひそのことをやってほしい。

それから、軽米町ではこれも含めて三つ届け出を失念してしまっていると。それで、その後てんまつ書を出していると。こういう状況を鑑みますと、ほかの県では土壌汚染対策法上の違反があった場合はきちっと告訴をして、そしてその法律に基づいた判断をして、事案の処理をしていくというのが普通の流れのような気がします。3件のてんまつ書の前に、小学校の建設工事をやったときはきちっと届けは出ているのです。それ以降の町営住宅とか福祉センターですか、そういうものときに失念をして、今回が三つ目だったと。つまりもっと前から防ぐこともできたのではないかという思いがちょっとしていました。

あと、軽米町は町議会でもいろいろ議論して、医療廃棄物が出るのではないかという議論もしたようですが、当時の記録を見ますと、出たときは出たときの対応だというような、そんな無責任な軽米町側の答弁であったような気がします。それらを含めて、これは軽米町も財政負担が生じ、県に払えと言えば県も財政負担が生じ、どちらにしても公費で負担をしなければならない大変重要な問題であるので、可能な限り事前にそういうことがないような行政の仕組みを、県も軽米町もお互いに真剣にやらなければならないと私は思いますので、再発防止を含めて今後取り組んでいただければと思います。石田企画理事兼環境生活部長、何か所感がありましたらお願いします。

○石田企画理事兼環境生活部長 今回の土壌汚染対策法を初め、環境関連法令というものはさまざまなものがあります。特に岩手県の場合は、県境産廃というものを長年抱えてまいりまして、産廃Gメンも置いているということで、積極的に対策には取り組んできたところがございます。やはりそれらを遵守することで、岩手県の豊かな自然というのは守られているというのを、まずもう一度しっかり県民とともに認識していく必要があるのだらうと思いました。これからも、市町村への指導も含めて、法令に基づいて適切にしっかり対応していくと。建物一つ建てるにしても多分さまざまな開発許可に係る関係法令があると思うのです。それをきちっとチェックしていくということも、お互いにその辺は共有しながら、そういう指導も行いながら、法令に基づいてしっかりと対応していきたいと思っております。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 先ほどの千田委員の質問に関しまして、数字が若干誤っておりましたので、訂正させていただきます。水道管の耐震適合率ですが、令和元年度の数字といたしまして、全国が40.9%、本県が49.5%ということで、全国平均を上回っていることは変わりないということですが、大変申し訳ございませんでした。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第11款災害復旧費第5項保健福祉施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1、議案第43号令和3年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）並びに議案第51号令和3年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上3件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案3件について御説明を申し上げます。

まず、議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第12号）についてでございますが、議案（その4）の6ページをお願いいたします。一般会計補正予算（第12号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち2項県民生活費と、次のページに入ります、5項災害救助費を除く13億6,120万円余の増額と、4款衛生費のうち2項環境衛生費を除く102億7,591万円余の減額、9ページに参りまして、11款災害復旧費のうち5項保健福祉施設災害復旧費7,410万円の増額と、13款諸支出金のうち2項公営企業負担金のうち当部所管の県立病院等事業会計負担金の12億3,271万円余の増額で、総額76億789

万円余の減額補正でございます。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,736億9,113万円余となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明資料（令和3年度）の105ページをお願いいたします。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明をさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄の一番上、管理運営費は、過年度の国庫補助事業の事業確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費を増額しようとするものでございます。このページの中ほど、8節旅費の横でございますが、生活福祉資金貸付事業推進費補助は、県社会福祉協議会が行う特例貸付の原資への補助に要する経費を増額しようとするものでございます。一番下でございますが、新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者等冬季特別対策事業費補助は、市町村が行う冬季特別対策事業への補助に要する経費を増額しようとするものでございます。

106ページにお進みいただきます。2目障がい者福祉費のうち、上から6番目、共済費の脇でございますが、障がい者介護給付費のうち給付費等負担金は、市町村が行う介護給付費等の所要額が当初の見込みを上回ったことから、増額しようとするものでございます。中ほど、第12節委託料の脇でございますが、障がい者支援施設整備費補助は社会福祉法人等が行う障がい者支援施設等の整備に要する経費に対して、この目の一番下でございますが、生産活動拡大支援事業費補助は感染症の影響により生産活動が停滞している就労系障がい福祉サービス事業所が、新たな生産活動への転換や販路開拓等を行う場合の経費に対して、国の経済対策に呼応しまして、それぞれ補助しようとするものでございます。

次に、3目老人福祉費でございますが、107ページに参りまして、18節負担金補助及び交付金の脇でございますが、介護施設等整備事業費は、市町村が行う介護施設等の整備に対し補助しようとするものであり、一部市町において事業者の公募が不調となったことなどにより、整備施設は当初の見込みを下回りましたことから、減額しようとするものでございます。

112ページまでお進みをいただきたいと思っております。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、113ページのほうにお進みいただきまして上から8番目、子育て支援対策臨時特例事業費のうち子育て支援臨時特例基金積立金は、新たな子育て支援対策の実施に要する経費として基金への積立てをするため、増額しようとするものでございます。

この目の一番下、社会的養護従事者処遇改善事業費は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なり、最前線において働く社会的養護従事者の収入の上げに要する経費に対し補助しようとするものでございます。

次は118ページまでお進みいただきたいと思っております。4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費の上から2番目でございます。公衆保健対策費のうちモバイル型妊婦胎児遠隔モニター整備事業費は、妊婦の支援と周産期医療体制の充実のため、モバイル型妊

婦胎児遠隔モニターの整備への補助に要する経費を増額しようとするものであります。

119 ページに参りまして、3 目予防費の上から 9 番目、7 節報償費の脇、感染症等健康危機管理体制強化事業費であります。この事業は新型コロナウイルス感染症対策として、入院病床の確保、軽症者宿泊療養施設の確保、医療従事者の宿泊療養施設の確保等を実施するものでありまして、療養数や入院病床の確保に伴う休床となる病床数が見込みを下回ったことから、それぞれ減額しようとするものであります。軽症の感染者を対象とした自宅療養者の健康観察に要する経費については、この中で増額をしようとするものでございます。その下、新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助は、入院医療機関に整備する個人防護具等の整備数が見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。この事業において岩手医科大学附属病院の重症病棟のさらなる整備への補助に要する経費については増額をしようとするものであります。その三つ下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、医療従事者の広域派遣調整や県による集団接種の実施、時間外等派遣事業費補助による医療従事者の派遣、専門相談体制の確保等によりワクチン接種の加速化と市町村の接種体制確保を支援しようとするものであり、医療従事者の派遣数が見込みを下回ったことなどから、それぞれ減額しようとするものでございます。

続きまして、127 ページまでお進みいただきたいと思っております。4 項医薬費、2 目医務費ですが、その内容については、129 ページまでお進みいただきまして、下から 6 番目になります。新型コロナウイルス感染症対応医療従事者危険手当支給費補助は、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ期間の負担軽減と医療従事者の待遇の向上を図るため、危険手当支給に要する経費に対し補助しようとするものでありまして、支給件数が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その 4）に戻りまして、11 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正、追加の表中、当部関係は 12 ページに参りまして、3 款民生費のうち 1 項社会福祉費と 3 項事業福祉費の 12 億 4,104 万円余、13 ページに参りまして、衛生費のうち公衆衛生費の 534 万円余でありまして、合わせて 12 億 4,639 万円余の 15 事業となっております。国の経済対策補正に係るもののほか、新型コロナウイルス感染症への対応に係る計画と調整等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明申し上げます。議案（その 4）の 23 ページまでお進みいただきたいと思っております。第 3 表債務負担行為補正、1 追加の表中、当部関係は 1、旧一関保健所大東支所建物解体であり、旧一関保健所大東支所の解体に係るものでございます。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 43 号令和 3 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。議案（その 4）の 28 ページまでお進みいただきたいと思っております。29 ページから 30 ページにかけましての母子父子寡婦福祉資金特別会計は、実績見込み等に基づきまして、歳入歳出予算をそれぞれ 6,000 円増額しようとするもので

あり、補正後の予算総額は5億5,577万8,000円となるものでございます。

続きまして、議案第51号令和3年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。議案（その4）でございますが、53ページまでお進みいただきたいと思っております。54ページから55ページにかけての国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の補正額はそれぞれ23億1,334万2,000円の増額でございます。補正後の予算総額は1,173億4,780万6,000円となるものでございます。

以下、主な内容を予算に関する説明書で御説明させていただきます。予算に関する説明書の303ページをお願いいたします。303ページの歳入、国庫支出金のうち1項国庫負担金から305ページまでお進みいただきまして、前期高齢者交付金、それから1項前期高齢者交付金までは、療養給付費等の実績等に基づき、国や社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会からの負担金等を補正しようとするものでございます。

307ページにお進みいただきまして、7項繰入金、1項一般会計繰入金から308ページの2項基金繰入金は、療養給付費等の実績等に基づき、一般会計及び国民健康保険財政安定化基金からの繰入金をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、314ページまでお進みいただきまして、2款国民健康保険事業費、1項国民健康保険事業費の1目保険給付費等交付金は、市町村へ交付する保険給付費等に係る交付金の所要額が当初の見込みを上回ったことから、増額しようとするものでございます。

316ページに参りまして、4款基金積立金、1項基金積立金は、国民健康保険財政安定化基金の運用実績に基づき、増額しようとするものでございます。

319ページまでお進みいただきまして、7款財政安定化基金支出金、1項財政安定化基金支出金の1目財政安定化基金貸付金は、財源不足が見込まれる市町村に対し貸付けを行うため、新たに措置しようとするものでございます。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**佐々木朋和委員長** ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○**高橋はじめ委員** 増額補正された項目について、内容をお伺いしたいと思います。

113ページの児童保護措置費について、1億4,300万円ほどの保護措置費が増額されております。保護しなければならない子供たちが多くなってきているのか、それとも経費がかさんで増額になっているのか、お伺いします。

それから、119ページの予防費の特定疾患対策費2億5,900万円余の増額になっております。この内容について伺います。

○**中里子ども子育て支援室長** 児童保護措置費の増額についてでございますが、施設の自立支援員の加算等による事務費の増、そして各種加算に伴う事業費の増ということで、加算の内容が変わったことによる増でございます。ですので、保護しなければならない児童がふえたことによるものではなく、事務費の増ということでございます。

○菊池参事兼障がい保健福祉課総括課長 児童保護措置費の中には、障がい児の保護措置費も出ていまして、この中には親からの申請で施設入所したりとか、あとは通所のサービスの費用も入っております、市町村からの実績報告によりまして増額になっているということでございます。

○竹澤健康国保課総括課長 特定疾患対策費の増額理由でございますけれども、特定疾患対策費におきましては難病患者の方々の医療費を助成しているものでして、これは増額補正というのは所要見込額がふえたということでございます。今この指定難病の指定を受けている患者は、県内で約1万人ぐらいいるのですけれども、そういう方々の執行見込みがふえたというものでございます。

○高橋はじめ委員 次に、129 ページの死因究明等推進費について、9万5,000円ほどの増額と、そう大きな金額ではないのですが、この死因究明を明らかにする体制というのは現在どうなっているのか。それから、検視をやると思うのですけれども、昨今の推移、どのくらいの件数あるのか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○畠山企画課長 死因究明等の経費でございますけれども、今年度岩手県死因究明等推進協議会を立ち上げるための経費として計上させていただいたものでございますが、新型コロナウイルス感染症の関係がございまして、開催は書面開催とさせていただきました。その中で会長の選出と副会長の指名までは行いまして、来年度以降、本格的に協議会の運用を図っていくこととしている経費でございます。今委員から御質問を頂戴した死因究明に関するデータが手元にないものですから、追って資料を取り寄せた上で御回答させていただきたいと思っております。

○高橋はじめ委員 新型コロナウイルスワクチンの副反応というか、接種後に亡くなった方に対する国としての補償制度があるわけですが、それをいただくためにはワクチンとの因果関係を明らかにしなければならない。そのために、解剖して、その因果関係を確認するという作業が出てくるのですが、今そういう申請に係る解剖というのは全国的にそう件数はないようで、これは一つには亡くなった人の体に傷をつけたくないという思いが強いのではないかと思います。その一方で、若くして亡くなられた方の御遺族におきましては、やはりこのワクチンが原因で亡くなったのではないかという気持ちも持たれている方もいるやにも聞いております。

ただ、その検視の体制が今どうなっているのかよくわからない、あるいは手続もどうしたらいいのかわからないという話もありますので、まずはワクチンの副反応疑いということでの検視につきましてはどういう体制になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○佐々木医療政策室長 ワクチン接種後に亡くなられた方につきましては、亡くなられた状況によりまして、担当していた医師の判断でしっかり報告書に記載されるわけですが、その際に死因がはっきりしない場合は、例えば御家族に必要なに応じて解剖とか検視というところを求めるところはあるのですが、御家族が同意されるかどうかというところもあろうかと思います。死因がはっきりしないといった部分については、そういう対応も

あるかとは思いますがけれども、例えば脳内出血とか何か死因がはっきりして、特に疑念がない場合は、そういうことでの死因という形で整理されていることかと思えます。

○高橋はじめ委員 国が判断するという事になっているのですけれども、家族にしてみればまだまだ若いので、健康には問題ないと、一緒に住んでいけばそんな思いもして、しかしワクチン接種後に体調を崩して亡くなったと。家族の将来も含めると、国に対する死亡補償も求めたいというところもあるのかもしれませんが、その辺のところはやはりきちっと対応していただかないと問題がありますので、ぜひそのことはお願いしたいと思えます。

それから、先ごろ火葬の件数がふえていることに対して、関東周辺で連携してというか、お互いに越境してというか、市をまたいで、県をまたいで、火葬をうまくやってくれというものを含めて、全国の都道府県にも似たような通達が出ているという話も聞くのですが、その辺は通達は来ておりますか。

○村上副部長兼保健福祉企画室長 死因究明でございますけれども、死因究明の推進を図るということでありまして、そのための計画づくりをやっていく委員会を運営して、その経費として要するものを予算として計上させていただいているものですが、個々の、例えば火葬といった話になりますと、死因究明の中で取り扱うというよりは、事務事業として環境生活部で所管している内容でございますので、その件数については、大変申し訳ございませんが承知していないところであります。

○吉田敬子委員 まずは、公衆衛生総務費のモバイル型妊婦胎児遠隔モニター整備費補助についてお伺いしたいと思います。これは、具体的にどこに何台配備されることになっているのかお伺いしたいと思います。県立釜石病院にも今年度中に配備されておりますけれども、それ以外の県内のモバイル型モニターの配備状況とその実績について、わかればお示しいただきたいと思えます。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 今回のモバイル型モニターの配置先でございますけれども、今度の3月末で胆江医療圏で唯一の産科診療所が分娩取り扱いを終了する予定となっておりますので、周産期医療圏内の地域母子医療センターであります県立中部病院、県立磐井病院、あとは北上済生会病院に各1台を整備する予定としております。

県立釜石病院にも配備しましたがけれども、それ以外ということで、これまで県で補助したものが9台あり、その9台を含めて現在地域母子医療センターにモバイル型モニターは12台配備されております。

令和3年4月から令和4年1月までの活用実績ですが、トータルで99台、1台当たり約8回活用されているという情報をいただいております。

○吉田敬子委員 今回の補正予算では、奥州市内の病院が分娩の取り扱いをやめられるということへの対応だと思っております。県立中部病院と県立磐井病院と北上済生会病院、それぞれ1台ということでもあります。先ほど実績等も伺いまして、1台大体8回くらいは使われているということでした。このモニターを使うことで、妊婦に対応することの補助

や支援に至るかと思えますけれども、先日、岩手県小児・周産期医療協議会を傍聴させていただきましたが、その際に県立中部病院の医師がオンラインで参加されておりまして、県立中部病院での対応になった際に、例えば計画分娩をしていかなければいけない状況になるのではないかというお話をされていまして。実際、今もそういったことに対応されているとその後伺いましたけれども、県立中部病院ではほかの診療科のベッドの協力をいただいて、計画分娩、つまりいつ出産ということを事前に決めて出産せざるを得ないような妊婦さんが実際にいるわけです。本来はもしかしたら自然分娩でいけるものを計画分娩せざるを得ないような状況になるということで、これは私も県内ほかの病院でのお話は伺えていないのですが、やはり計画分娩をしなければいけない現状があるということと、あとは妊婦さんの御意向もあって、本来は自然分娩したいところを計画分娩しないといけない現状があるのは少し残念です。残念というか、致し方ないのですけれども、そういう現状を伺いましたし、その後もその先生から入院ベッドの圧迫についての不安の声を伺いいたしました。

今回そのモニターを整備されることは、県でいろいろ対応していただいたと思うのですが、それ以外の市と町に対してもさまざま支援策を検討していただいていると思えますが、その辺について伺いたいと思えます。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 市や町への支援の状況ですけれども、例えばハイリスク以外の妊産婦や、あとは事前宿泊の際に宿泊場所の確保等について検討していると聞いております。

○吉田敬子委員 先ほども少し県立中部病院の医師のお話をさせていただきましたが、このモバイル型モニターを設置することで、少しは不安の解消にもつながったりするとは思いますが、私は県立中部病院以外の、岩手医科大学附属病院や北上済生会病院のお話を伺っていませんが、そういったところの御協力をいただいたりすることになるかと思えます。それに関する県の御所見についてお伺いしたいと思えます。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 2月に、岩手中部、胆江、両磐の県南の医療圏の連絡会議を開催しまして、その中で間違いなく分娩は確保できるというようなことは確認しておりますし、あとは連携して健診する医療機関や、実際に分娩を行う医療機関が連携して対応していくということを確認しているところでございます。

○吉田敬子委員 今回一般質問で千葉秀幸委員も取り上げられておりましたけれども、多分地元の皆さんは不安がかなりあるかと思えます。さまざまできる限りの支援を県と市町村でそれぞれ役割分担していただきたいですし、母子保健や産後ケアについてもいろいろ拡充して支援いただくかと思えます。県立釜石病院もモバイル型モニターが設置されてからまだ半年くらいですけれども、県内全体だと12台ということで、これを設置することは大事なことだと思いますが、引き続き何かほかにもできることがないか、情報発信や調整、連携も含めて御対応していただきたいと思えます。

次に、医療的ケア児支援センター開設準備事業費についてお伺いしたいと思えます。来

年度センターが設置されることに対する準備ということでありますけれども、現在の支援センターの設置の概要と状況についてお示しいただければと思います。

○菊池参事兼障がい保健福祉課総括課長 医療的ケア児支援センターについては、運営費の予算を来年度当初予算案に盛り込んでいるところでございます。この支援センターにつきましては、家族への相談や情報提供、助言などが大きな役割の一つと、もう一つが関係機関への情報提供でありますとか、人材育成とか、この大きく二つの機能を有するものとされておりまして、これを一つの機関で全部役割を担うということはなかなか難しいという御意見を関係者の皆様からいただいておりまして、このセンター運営の中核となります県の医療的ケア児等コーディネーターについて、今実際に地域レベルで活動されている方に何とか県レベルのコーディネーターもということをお願いをしております。その方を中心に相談支援をしつつ研修なども行うということで、例えば県の療育センター、それから御父兄の皆さんから御意見もいただいております岩手医科大学附属病院にも参画をいただくような形で、今検討を進めているという状況でございます。

○吉田敬子委員 一つの機関ではなく、複数で連携をしていくように調整をされているということで、まだしっかりどこにということはお示しできないような状況であるかと推察いたします。

4月以降センターができることで、そこからやりながらではあるかと思いますが、基本的には支援センターというのは、こういう複数の方々に業務を委託したり、体制、機能を分けるということは他県でもあるものなのではないでしょうか。

○菊池参事兼障がい保健福祉課総括課長 県のセンターの中で具体的な支援をつくり出すというよりは、やはり地域の中でその方への具体的な支援を生み出していくということが必要になってまいりまして、県のコーディネーターの方については、先ほどお話ししたように、地域レベルでそういった活動をしているノウハウのある方を地域に伝えて、地域づくりのような面も活動していただくと。それから、市町村レベルでもそういった活動をするコーディネーターの育成を進めてきているという状況があります。全部掌握しているわけではないですけれども、来年度は現在よりも市町村レベルのコーディネーターの配置も進めてきている傾向があると聞いております。

○吉田敬子委員 当事者の御家族の皆さんから大変期待をされていると思いますし、今回医療的ケア児等コーディネーターの方は、地域でしっかり実績のある方にやっていただけるような調整を県でされているということですので、そういった実績を踏まえて、県でぜひ御活躍いただきたいと思います。やはり県内での取り組みが自治体によっては温度差があって、紫波町だったり、釜石市、宮古市あたりでしたか、3カ所くらいは地域のコーディネーターの方に市町村が委託をした形でしっかり取り組まれているようですけれども、その連携の仕組みを見ると大変すばらしいと思っております。学校、教育関係ともしっかりと連携をとられていますし、相談体制もしっかりされているので、今回県の支援センターができた後に、各自治体にもそういう小さい範囲でできることを願っておりますので、セ

ンターが設置される来年度以降はぜひお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、地域子ども・子育て支援事業交付金についてお伺いしたいと思います。現在、新型コロナウイルス感染症の感染で休園、休校が県内でも大変ふえております。先月、保育所に対する休園に関する措置として、国から全国に通知がありまして、県の新型コロナウイルス感染症対策の中でも取り組んでくださいというようなことで、私たちも資料をいただいております。この内訳は、保育所が休園した際の代替保育を自治体でしっかりできるような仕組みをつくってくださいという、震災時の特例を今回の新型コロナウイルス感染症対策でも使うということでありましたけれども、この仕組みについて現在各市町村でも取り組んでいこうというところがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○中里子ども子育て支援室長 保育所等における感染症対策ということで、代替保育への財政支援が今回打ち出されました。それにつきましては、各市町村に意向を確認したところ、1市から今年度活用したいという申し出がありまして、地域子ども・子育て支援事業交付金の中で支援をしたいと考えております。

○吉田敬子委員 新型コロナウイルス感染症の感染で休園になって、子育て世帯の方々がお宅勤務をしながら、結局は仕事を休まなければいけないような状況になっていて、それを支援するという一時預かり事業を拡充していただけるというのは大変ありがたいことだと思っておりますけれども、今年度中実施していただけるのは1市のみということで、年度末のこの段階でなかなか手を挙げるといえるのはすごく難しいことだと重々承知はしていますが、やはり結構大変だと思います。実際私も経験しましたし、そういった保育所に通えなくて、お仕事を休める方はいいですし、あと周りをお願いできる方がいれば何とかありますけれども、転勤族だったり、親世代がいてもなかなか実際にお願ひできない方もいらっしゃるし、やっぱりそういうことを何とか手厚く支援していただきたいと思っております。まだ今1市というところで、4月以降にもう一度調査等されるかと思っておりますけれども、県からもやはりその重要性というのはぜひしっかりお伝えしていただきたいと思っております。コロナ禍の前から各市町村では一時預かりをできる保育所がすごく限られておりまして、本来は保育園に預けていない、仕事をされていないお母様方、御家族も利用できることになっているのですけれども、そもそもがいっぱい、そういった市町村の一時預かり事業について、新型コロナウイルス感染症対策に関係なく今後も引き続きしっかり整備していただきたいと思っておりますけれども、御所見についてお伺いしたいと思います。

○中里子ども子育て支援室長 代替保育への財政支援でございますが、やはりこの時期ということで、市町村でも保育園での感染がふえている中で、代替保育を設けるためには保育士や場所の確保といった準備がなかなか難しい状況にあるかと推察しているところです。

これは、来年度も実施される見込みということですので、来年度当初におきましてはぜひ、働く親のことを考慮して保育園は原則開所。ただし、その園内での感染あるいは地域での感染が拡大されるおそれがあるときには、やむを得ず休園ということになっている施

設でございますので、積極的に活用していただけるように周知をしてみたいと思います。

○佐々木朋和委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○畠山企画課長 高橋はじめ委員からお尋ねいただきました検視の数のことでございます。ケンシのシにつきましては、死亡の死ではなくて、視聴覚室の見るほうの視になりますけれども、検視とは一般的に変死者または変死の疑いのある死体につきまして、死因が犯罪によるものかどうか及び死体の身元確認を目的とした死体の検査とされております。いわゆる検視の数については公表されておりましたが、警察庁の調査によりますと、変死体や変死の疑いがある死体のほか犯罪による死体などを含む警察における本県の死体取り扱い数は、令和2年で1,730人となっております。これには、交通関係や東日本大震災津波による死者の分は除かれております。なお、このうち解剖が行われました数は123件、解剖率は7.1%という数字となっております。

○佐々木朋和委員長 それでは、質疑を続行いたします。

○千田美津子委員 何点か質問をさせていただきます。

まず一つは、社会福祉総務費の中に新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助があります。コロナ禍にあつて非常に大事な事業なのですが、今回の補正の理由が市町村からの申請件数が見込みを上回ったということでありましてけれども、県内の困窮家庭がふえていると見るべきなのかどうか、その辺についてお知らせいただきたいと思っております。

○阿部地域福祉課総括課長 この事業の対象は、市町村民税非課税の高齢者、障がい者、独り親家庭、それに準ずる世帯、それから生活保護ということになっております。当初はその準ずる世帯等々についてもおおむね市町村で把握に努めたところですが、改めて全市町村に照会したところ、約2,600世帯がふえたという結果でございます。困窮している世帯がふえたかどうかということは、そこから推測するのはなかなか難しいのですが、一方で生活福祉資金の貸付件数からその動向はどうかというところを検討してみますと、おおむね緊急小口資金も総合支援資金も減少傾向に転じているという状況はございます。しかし、一方で生活保護の申請件数を月ごとで見ると、大体1割強程度ふえているという状況があります。

○千田美津子委員 さまざまな分析の仕方があるわけですが、最後にお知らせいただいた生活保護がやはりふえているという状況の中では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中でやはり大変な世帯がふえているということになるのかなと思っておりますので、引き続きそういう方々への支援をぜひ強化していただきたいと思っております。

それでは次に、予防費の中で、新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養事業費があります。療養者数がかかなり見込みを下回ったために11億円ほどの減額補正になっております。岩手県も第6波においては自宅療養がかかなりふえているという中で、宿泊療養者数も減っていることだろうと思います。昨日の一般質問の質疑の中でもありましたけれども、その判断基準ですよ。トリアージの部分で本当に的確にやられていると思うのですが、陽性になった方が、入院も宿泊施設も満杯なので自宅でお過ごしくださいというような連絡をもらったと私は聞きました。そういうことではないだろうと思うのですが、そのように伝わった方がいらっしやいます。岩手県としてはこういう方向で今取り組んでいるという周知がもっと必要かなと思いますので、現段階での岩手県の取り組み状況についてお知らせいただきたいと思います。

○工藤理事心得 自宅療養でありますけれども、一般質問でも御答弁申し上げましたが、基本的に対象者の患者の重症度、そして重症化リスクに応じて、まずトリアージをいたします。その上で家族内感染のリスクがあるかどうかといった部分や、宿泊施設あるいは自宅療養といった部分を勘案して判断いたします。これは、診療・検査医療機関からの情報、そして保健所が聞き取りを行った疫学調査の結果を踏まえて、保健所あるいは県庁に設置しております入院等搬送調整班で的確な判断をさせていただくということでございまして、医師の判断というものもかなり大きく反映されるものでございます。

そして、現在宿泊療養施設にしろ、入院にしろなのですが、例えば病床使用率が40%前後、そして宿泊施設についても370室を確保しておりますけれども、現段階で利用されているのは110室前後という状況でございますので、入院がいっぱいだとか、宿泊療養施設がいっぱいになって入ることができませんといった話は、私どもとしては若干理解しかねるところでございます。

いずれ私どもとしても、入院が必要な方、そして宿泊施設での療養が必要な方については、積極的に対応しておりますので、その点については御安心いただきたいと思います。

○千田美津子委員 多分そのような対応がなされているのだろうと思いましたが、そういう伝わり方をして、その方は3世代で高齢者もいるということで、どうしますかではなくて、最初からこうしてほしいというような言われ方をして驚いたということでした。その陽性になった方は若い方なので、自宅にいたほうがいいとは思いますが、風邪程度の症状でそういうことになったのかと思いますが、やはり伝える側が、陽性になった方の心情もおもんばかりながら、こういう状況ですがどうしますかというような、選択肢を与えるような対応をしていただきたいと思います。家族も不信に思った点があったので、それは私からも言いますが、ぜひ正しい形で県がしっかりそういう対応をしているということを今後もお知らせしていただきたいと思います。

それで、この際質疑で質問しようと思っていたのですが、私たち日本共産党としても県南地域にも宿泊療養施設をぜひ欲しいということで要望しました。それで、宿泊療養はどうしますかと言われても、遠く、盛岡市とかになると、なかなかそこまでは行けないとい

う方もいらっしゃるのですが、県南地域のどこかでもという要望はしていたのですが、その取り組み状況はどうなっているでしょうか。

○**工藤理事心得** 宿泊療養施設の設置についてでございます。昨日も御答弁申し上げましたけれども、このほど4棟目の施設を確保したところでございまして、計画数370室について確保をしているところでございます。

その上でなのですが、地域的にやはり県の中で1カ所あるいは2カ所ということでは足りないのではないかとということで、3カ所目、4カ所目という形でふやしてきております。4カ所目については、これまでと違った場所ではございますけれども、現段階で県南地域において、宿泊療養施設として適当な施設がないか各業界団体等を通じて探しているところでございますが、残念ながら現段階では施設の構造的な部分、そして地域の御理解といった部分で、まだ折り合いがつかないということでございますので、引き続きそういった調整に努めてまいりたいと思います。

○**千田美津子委員** 幾ら県民が県南地域にと思っても、いろんな方々の理解がないとやはり進まないのだということは本当に重々理解しているつもりですが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、予防費の中で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業があります。これは、集団接種の実施とか、さまざまな医療従事者の派遣とか、本当に大事な事業だと思うのですが、今回の35億円の減額理由に医療従事者の派遣数が見込みを下回ったとあります。これはどういうことを意味しているのか、その現状についてお聞きいたします。

○**佐々木医療政策室長** 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、これまで5回ほどの補正予算を通じまして、国のその都度の促進策に対応しながら、ワクチンの接種の実施に不足が出ないように十分な予算を積みさせていただいてきたところでございます。その中で、お尋ねのあった減額補正のところなのですけれども、特に主な減額理由というところではいきますと、新型コロナウイルスワクチンの時間外の派遣事業費ということがございます。これが13億円余りの減額になっておりますし、あわせて個別接種の促進交付金というのでも10億円ほどの減額となっております。これにつきましては、接種開始当初に市町村で集団接種の実施数がまだあまり出てきていなかった時期でございまして、そういう少なかった状況も踏まえながら、集団接種が増加した場合に派遣する派遣事業費というところも相当額、十分な額を積みさせていただきました。あわせまして個別接種の促進というところで、例えば1週間当たり100回以上を4週間実施した医療機関には交付金を交付するという交付金事業になっておりますけれども、そちらにも十分に積みさせていただき、どちらで実施しても十分な対応ができるように、両方に十分な額を積みさせていただいたところではあります。実績には市町村、それから県もそうですけれども、集団接種も含まれておまして、そちらに派遣して対応した部分、それから個別接種でいろいろやられた部分が、それぞれ出てきて、その中での実績としてこの額が減額となったというような状況でございます。

○千田美津子委員 内容的にはわかりました。

それで、実は岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議の25日の会議の資料を見まして、いずれ3回目のワクチン接種をできるだけ前倒ししてほしいと思っているわけですが、64歳以下の接種も含めてまだ検討中の市町村が8市町村あるわけですね。やはりそういうところへの支援が必要だと思います。それから、県の集団接種もやられているわけですが、枠をふやしてもなかなか予約率が上がらず、2月27日のツガワ未来館アピオですと28.2%、3月6日の江刺西体育館ですと20.5%と、せっかく設置していただいてもそういう状況にあるので、もっと周知を徹底することが必要だなと思います。予算的にはいろいろ対応されているわけですので、それをもっとプッシュする方法がないのか、何か検討されていることがあればお聞きいたします。

○佐々木医療政策室長 委員御指摘のとおり、県の集団接種は、先週26日、27日のツガワ未来館アピオですと、土曜日はかなり予約率が高くて99.4%の予約率でございましたが、日曜日につきましては大体4割程度という予約率になっております。副反応とかそういうところも御心配されて、翌日休日のほうが良いというところでの人気というのがあるのかとは思っておりますが、県といたしましても高齢者のほかに、空きがある場合はもう前回接種から6カ月が経過した64歳以下の方も接種可能ということになっておりますので、市町村に6カ月が経過した方についてはおくれずに接種券を送付するように要請を強めているところでございます。

また、県の集団接種におきましても、あわせてそういう空きも活用しながらということにはなりますけれども、エッセンシャルワーカーですとか、それから特別支援学校の教職員の方々について接種を進めているところでございまして、今後もそういうエッセンシャルワーカーの方々へは順次進めていきたいと考えているところでございます。

さらに、県の1回目、2回目の集団接種では、中小規模の団体等についても対象としたところでございますが、そういう団体接種をされた方につきましても、接種間隔が6カ月を経過する段階で県の集団接種に組み入れられるように検討を進めていきたいと考えております。

また、市町村への支援ということでもあります。それぞれの市町村の接種状況、それから医療従事者の確保の状況ということも県医師会、郡市医師会と連携しながら状況を確認しておりますので、状況に合わせながら、それぞれの圏域での医療機関で医療従事者の確保、それからワクチンの接種体制が組めるようにということで、調整は進めているところでございます。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際何かありませんか。

○吉田敬子委員 私からは、医療用ウィッグの補助制度についてお伺いしたいと思います。これは、令和2年度から実施していると思いますけれども、令和2年度、令和3年度実績と、市町村の取り組み状況についてもお伺いできればと思います。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 医療用ウィッグ購入費補助の県内市町村における導入状況と実績についてであります。先ほどお話がありましたとおり、令和2年度から市町村ががん患者に対して医療用ウィッグ購入費用を補助する場合に、県が市町村補助額の2分の1を1件当たり1万円を上限として補助する事業を実施しているところでございます。

導入状況と補助実績についてですが、令和2年度は3市が実施しておりまして、88件分として80万9,000円を補助したところでございます。令和3年度につきましては16市町村で実施しておりますが、補助実績につきましては今月末までに報告を受けることとなっておりますので、大変申し訳ありませんが、現時点ではまだ取りまとめていないという状況でございます。

○吉田敬子委員 医療用ウィッグというのは、大体今平均すると10万円ぐらいかかると思っております。県と市町村でそれぞれということでもありますけれども、その市町村で令和2年度は3市だったものが16市町村に取り組んでいただいているということで、大変拡充されているとは思っておりました。現在、県の補助制度自体は、医療用ウィッグのみに補助しているのですけれども、私もがん患者さんの会の方だったか、活動を御報告いただいて、がん患者の方では医療用ウィッグだけではなく、副作用ですか、そして乳がんの補正具についても補助している他県の例があるというのも伺いまして調べました。そういった補正具についての要望がなされておりますけれども、その補正具に対して市町村独自で補助しているところもあるようです。県内の市町村独自で行っている補正具に対する助成の実績、導入の状況についてお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 県内の市町村で乳房補正具を補助している市町村でございますが、令和3年度は8市町村で実施していると承知しております。

○吉田敬子委員 令和2年度に県で医療用ウィッグに対する補助制度を導入していただいて、私も当事者の皆さんからそういう声を聞いていたので、県としての支援策として大変評価していたのですけれども、その後補正具に対しての要望もあると改めて知りまして、

他県での補正具への補助実績についてお示しいただきたいです。また、今後県としてまずは医療用ウィッグへの補助を行う市町村の拡充を図ることが大事だと思いますけれども、補正具への県からの補助についての見解についてお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 先ほど御答弁しましたとおり、令和2年度から実施している医療用ウィッグの補助事業の実施市町村数は、令和3年度になってもまだ半数程度にとどまっているという状況でありますので、まずは医療用ウィッグの補助の全市町村での実施に向けて、実施状況の工夫と、そして働きかけを進めて行くこととしたいと考えております。

また、乳房の補正具の補助につきましては、全国では令和3年度において15県が実施していると承知しております。こちらの補助につきましては、他の都道府県や県内の市町村での実施状況を踏まえまして、検討していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 医療用ウィッグの補助事業をまずは全市町村に拡充していただいて、補正具についても当事者の会の方からもいろいろお話を伺ったら、やはりそういった要望の声がかなりあるのだと思いましたので、各市町村の取り組み状況を踏まえつつ、ぜひ今後検討していただきたいと思いますと思っております。

○佐々木努委員 新型コロナウイルスワクチンの子供への接種についてお伺いしたいと思いますのですが、初めにこれまで感染が確認された子供の数について、どのような年代で捉えているかわかりませんが、現在把握している感染者数と、そのうち重症化したという方の割合はどの程度になっているのかわかりますか。

○工藤理事心得 ただいまその数字は持ち合わせておりませんが、県で毎日公表している数字ですと、10代あるいは10歳未満という形で公表させていただいております。2月になってからですと、10代と10歳未満がそれぞれ20%あるいは21.5%という状況でございます。200人であれば、そのうち40人から50人ぐらいが子供ということになります。重症者につきましては、たしか一人もいないと承知しております。

○佐々木努委員 わかりました。ここからは質問にならない質問になるかもしれませんが、この間の一般質問のときも子供のワクチン接種については質問があって、県の考え方については私もお聞きしたところでもありますけれども、子供のワクチン接種が始まるということが決まってから、私にも大分保護者の方から相談があります。受けたほうがいいのか、受けないほうがいいのか、あるいは受けたくないけれども、どうしたらいいのかとか、さまざまな相談が来ております。私もいろいろ、文献とまでは言いませんけれども、研究者の方のデータの公表とかそういうものを参考にしながら、あるいは厚生労働省の進め方、考え方というのを見ながらお話しするしかないわけなのですが、国が勧奨はもちろんしないし、努力義務も課さないという考え方の中で接種を始めるということに対して、国は国として、県はそのことについてどのように国の考え方を理解しているのか。それで、県に対してさまざまやったほうがいいのか、あるいはやらないほうがいいのかという要望なりがある中において、これから県としてどのような対応で、このような多くの県民の方々の不安

を払拭するための取り組みを市町村と一緒にしていくのか、もう一度県の考え方をお聞きしたいと思います。

○佐々木医療政策室長 5歳から11歳までの小児の接種につきましては、委員御指摘のとおり、法による努力義務が課されていないというところもございます。また、3回目接種につきましては、例えば18歳以上というような枠組みとなっております。一律にそうしたことで接種が求められていないというところではございますけれども、接種対象者へのワクチンの有効性、安全性については国で十分に評価された上で行われているものと思っております。

そうした中で、公益社団法人日本小児科学会などによりますと、この新型コロナウイルス感染症につきましては、小児においても中等症、重症例がふえることも予想されるということもあり、特に基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い小児には接種の機会を提供するということが望ましいとされております。

県といたしましては、特にこの重症化リスクが高い重症心身障がい児といった方々を初めとして、接種を希望される小児が安心して接種をすることができる体制をしっかりと組んでいこうというところであります。そのために、それぞれ体制を組んでおります。それからワクチンのメリット、デメリットをしっかりと理解していただくということも重要だということで、県でも独自に子供にもわかりやすい、大人と子供と一緒に話ができるようなリーフレットをつくって、市町村を通じて配布しているところでございまして、十分に御本人、保護者の皆様がメリット、デメリットを御理解いただきながら判断できるようにということを進めているというところでございます。

○佐々木努委員 そういふ答弁になるのは、仕方がないかと思いますが、私にも孫がおりまして、間もなく5歳になるので、娘にどうすると聞いたのですが、受けさせないという話をされました。これは、親であり、保護者である者の判断のことなので、それ以上は私も何も言いませんでしたけれども、いずれ多くの方が迷っている、悩んでいるということは事実でありまして、やらせたほうがいいのか、それとも控えさせたほうがいいのか。先ほどお話があったように、重症化するケースが本当にまれなのだとすることであれば、接種をさせる必要はないのではないかと、何か別の理由で、別の目的で接種をさせようとしているのかとも思うわけで、学校とか保育現場の混乱を避けるためとか、さまざま経済活動のこともあるけれども、そういう意図もやはり働いているのかという気もします。そういう意味で我々もかなり迷っているし、それ以上に保護者の方々が迷っている状況の中で、やはり県としてもさまざまリーフレット等、パンフレット等でメリット、デメリットを公表しながら、考えてくださいということではあると思うのですが、ただ単に保護者に対する接種券の送付とか案内だけではなく、例えばマスコミを使う、テレビを使うとか、もう少し丁寧に親切に接種についての考え方を県民の方にお知らせをしていただきたい。多くの保護者の方々は、接種券とかそういうものが届くと、強制ではないかと捉えがちなのです。実際にうちの子供たちもそのように捉えているし、それをなくすためにどこの県の市

町村でしたか、希望する方だけに接種券を送付するという取り組みなども始めようとしていて、厚生労働省もそれは認めるということです。やはりそういう不安を取り除くことについて、県として心配りをさせていただきようお願いをしたいと思います。答弁は要りません。

次に結婚支援についての質問でありますけれども、これは何回も毎回のように取り上げているところなのですが、現在のi-サポの実績について最初にお聞きしたいと思います。

○日向特命参事兼次世代育成課長 i-サポの活動実績についてでございますが、まず会員につきましては622人となっております、これは令和2年度末から見ますと53人くらいの増という状況でございます。また、お見合いであるとか、交際件数も前年度を上回る活動実績となっております、活動自体は活発化していると受けとめております。それから、成婚数につきましては、会員同士が13組26人、会員以外の方と結婚された方が7人で、合計33人、令和2年度がトータルで34人でしたので、今の時点で昨年度並みの実績となっております。

○佐々木努委員 知事演述の中で、知事が結婚支援の強化を図っていくとおっしゃってましたので、私も随分期待をしているわけでありまして、予算特別委員会で質問できないのでここで質問させていただきます。令和4年度の結婚支援の強化ということをやめるのでしょうか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 新年度の事業につきましては、これから運営委員会に諮りまして正式には決定していくということになりますけれども、まず会員の増と成婚数の拡大を図っていくことが重要だと考えております。今年度、企業向けのPRであるとか、あるいは新聞広告等も活用させていただいたところがございますけれども、そういう活動につきましては継続をしていきたいと考えております。それから企業を対象としましたセミナーを開催すること、企業への個別訪問を行うこと、ライフプランセミナーを今年度も実施しているところなのですが、それに若い方々も参加できるような形にしまして、i-サポの登録についても考えていただくような機会を提供するというのを今想定しているところでございます。

○佐々木努委員 それで実績が上がるという考え方でいいですか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今年度もさまざまな広報活動をしてきたところでございまして、先ほど御答弁申し上げたとおり、会員につきましては増加傾向にありますので、この流れを来年度も引き続きつなげていきたいと考えております。あと臨時のおでかけi-サポという名前で、常設の拠点以外のところでi-サポの紹介をしたり、会員登録をするという活動をしておりますけれども、これにつきましても来年度継続をしていきたいと考えております。今年度の実績としましても、臨時のおでかけi-サポで会員になっていただく方もふえておりますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木努委員 これは、i-サポの事業ですか、それとも県の事業ですか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 i-サポの事業です。

○佐々木努委員 わかりました。私、前々から思っていたのですけれども、iーサポは県と、それから市町村が一緒になってつくったものと理解をしていますし、多分これでいいのだと思いますけれども、これまでの取り組みを見ていますと、どちらかというといーサポ任せになっていないだろうかとは私は思っています。例えばiーサポはiーサポでマッチングとか、それからさまざまな出会いの場というか、そういうものの取り組みとか、各市町村が行うものの紹介とか、それはできますけれども、例えば県として首都圏の若い女性を呼んで、iーサポの会員なり、県内の結婚を望む若い人たちとの交流の場をつくるとか、そういう県としての結婚支援の取り組みが必要なのではないか、そういうものをしてほしいと思っています。なぜかという、そういうことをしていかないと、県の所管の部なり、課なり、担当者なりが、本気になって結婚支援に取り組んでもらえないのではないかと考えているわけでありまして、ぜひそういうことも検討していただけないかと思っています。

きょうも県のホームページを見ましたけれども、iーサポの成婚数については去年の12月4日以来またもや更新をしていない状況で、私が一般質問で取り上げたらすぐ更新しましたけれども、また数カ月そのままほっぽり投げていて、実績は108組になっているのがホームページではまだ104組、12月4日の時点そのままになっているわけです。結局そういう認識なのだとは私は捉えてしまうわけなのです。何人がそのホームページを見るかはわかりませんが、しっかりした担当者がいて、本気になって結婚支援なり出生数をふやすための取り組みをしようと思うのであれば、そういうところもしっかりと毎日チェックをする、あるいは毎日iーサポの人たちと何らかのコミュニケーションを図るとか、何か新しい事業をみずから考えると、そういう体制にはないのでしょうか。専門の方というのはいらっしやらないのでしょうか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 ホームページの更新につきましては、前回は御指摘をいただいた中でまた未更新ということで、大変申し訳ございませんでした。気をつけて最新の情報になるように確認をしていきたいと考えております。

担当につきましては、私どものところでは結婚の部分を中心に担当する職員がiーサポの事業の担当をしているところでございますけれども、さまざまiーサポとの連携であるとか情報共有につきましては、ほぼ毎日と言っていいほど実施をしているところであります。

県独自の取り組みといたしましては、広報活動の中で今年度、例えば働き方改革推進運動に参加していただいている企業などに、600社以上にリーフレットの送付をさせていただいたりとか、あるいは県と包括連携協定を結んでいる企業を通じて、その取引先等にリーフレットなりチラシを配布していただくという取り組みを、県として実施させていただいたところでございます。

さまざま取り組みの強化が必要だということは認識しておりますので、iーサポ、それから県、市町村とそれぞれ役割分担をしながら、効果的な方法、会員の獲得に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○佐々木努委員 わかりました。いずれ野原保健福祉部長、本当に本気になって取り組ま

ないと、また出生率が多分減るような形で厚生労働省の調査結果の岩手版が公表されると思いますが、本当に大変な状況になっているわけであります。課内の体制を再構築してもらいたいと思います。それから私は県の責任だとは言いません。私はこれは市町村にも同じように責任があると思うので、一緒につくった県として市町村にもっと働きかけて、市町村が一生懸命会員集めをすとか、そういうことに力を使ってもらうようにやっていただきたいと思います。強化というものは、私はそういうことだと理解をしますので、ぜひ令和4年度の取り組みに期待したいと思います。何か所感があったらお願いします。

○野原保健福祉部長 委員からi-サポについて、毎回むしろ激励といいますか、頑張れという意味での御質問をいただいております。ありがとうございます。

i-サポというのは県や市町村などいろいろな団体が入って、ああいう形でやっています。i-サポなりの事業団として取り組んでいるよさがあると思っています。委員からお話があったように、県の役割、そしてやはり県ではなかなか各地域できめ細かくできない部分は市町村の役割で、市町村も結婚支援を頑張るやろうというのは多分、皆さんそういう思いだと共有しています。ですので、市町村だけではなかなか難しい部分があるので、広域でマッチングさせていくという部分での県の役割もあると思いますし、また委員からお話があった首都圏や県外との交流、県や市町村、i-サポ、そして、やはり一般質問の中でも御質問あるいは御指摘いただきましたけれども、民間団体や企業、こういったところにもっと周知をして、連携をしていかななくてはならないと考えております。

いずれ、こうすれば会員数がどんと伸びるとか、こうすればどんどん進むという簡単なものではないのですけれども、皆がそれぞれの役割の中で知恵を出し合い、連携しながら進めなくてはならないと思っていますし、まだまだ我々は足りない部分もあると思っておりますので、委員からもさまざま御意見を頂戴し、関係機関、市町村からも御意見をいただきながら、少しでもいいものにできるように我々としても全力で取り組んでまいりたいと考えています。

○吉田敬子委員 佐々木努委員の先ほどの小児ワクチンの件に関連して一つだけ確認させていただきたいのですが、私どもは佐々木努委員がおっしゃったとおりのいろいろなさまざま不安の声をいただくのですけれども、今現在で接種券を配布済みなのは全ての市町村なのか、まだこれからというところがあるのか。盛岡市は先日配布になっておりますけれども、配布済み、また、これからという市町村をそれぞれ教えていただければと思います。

○佐々木医療政策室長 接種券の配布につきましては、まず小児以外の配布は3月中に全ての市町村が配布済みということになっております。小児につきましては、今働きかけているところでございまして、これからというところになってくると思いますので、まだ配布されているという状況ではございません。

○吉田敬子委員 これからということですね。一部、配布されてきたもののチラシを見させていただいたのですけれども、基本的には任意で強制ではないということなのですか

れども、佐々木努委員がおっしゃったとおり、やはりチケットが来ると受けなければいけない前提なのではないかと思ってしまう。情報リテラシーの問題もありますが、本来ならばいろんな広報なりで自分たちはどうするかという意思決定をそれぞれがしていくところなのだと思いますけれども、ただ一方で、チラシの中では任意であるけれども、基本的には受けてくださいというような中身になっているものを私も見させていただきました。市町村それぞれでつくっているものなのだと思うのですけれども、県として小児ワクチンのチラシについて何か指導などされたのか、お伺いしたいと思います。

○**佐々木医療政策室長** 小児のワクチンにつきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり努力義務というところは外されておりますけれども、市町村の勧奨というところについては、これも勧奨するべきワクチンということにされておりますので、市町村はそれに従って接種券を送付して、受けられる体制をつくるというところまでは市町村の仕事としてやらなければならないと考えておりますので、そういう形になっているものだと考えております。

そういう中で、県でその内容について、個別に市町村にこういうものをとすることは特に示しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、しっかりとお子さん、それから保護者の方が御理解いただきながら判断いただくということの助けとなるように、小児科の先生方ともいろいろ協議した中でわかりやすい県独自のリーフレットというものは市町村にも配布して、判断いただく手助けになるようにということで市町村に配布いただいているというところでございます。

○**佐々木朋和委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木朋和委員長** なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第 53 号令和 3 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案事由の説明を求めます。

○**小原医療局次長** 令和 3 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明申し上げます。

議案（その 4）の 61 ページをお開き願います。議案第 53 号令和 3 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）ですが、これは現時点における年間収支の見通しに基づき、予算の過不足を調整しようとするものです。

まず、第 2 条の業務の予定量についてですが、患者数につきまして、患者数の増減によりまして年間延べ患者数を、入院は 109 万 7,000 人、外来は 169 万 9,000 人とそれぞれ見込むものです。

第 3 条の収益的収入及び支出、62 ページの第 4 条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により説明いたします。

63 ページに参りまして、第 5 条債務負担行為につきましては、県立千厩病院昇降機設備改修工事等に係る事業費の進捗に合わせて、所要の整備を行うものです。

第 6 条企業債につきましては、事業費の確定に伴い、所要の調整を行うものです。

第 7 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 8 条のたな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費及び材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものです。

それでは、予算に関する説明書 336 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして、初めに収益的収入及び支出について御説明いたします。収入ですが、第 1 款病院事業収益、第 1 項医療収益、1 目入院収益 2 億 2,800 万円余の増額は、手術件数の増加等によるものです。2 目外来収益 3 億 8,100 万円余の増額は、高額薬剤使用患者数の増加等によるものです。3 目その他医業収益 1 億 7,200 万円余の増額は、ワクチン接種などの公衆衛生活動収益の増額によるものです。

第 2 項医業外収益、2 目補助金 41 億 8,000 万円余の増額は、新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金等の増加などによるものです。337 ページに参りまして、6 目その他医療外収益 1 億円余の減額は、病院賠償責任保険給付金の減少などによるものです。

第 3 項特別利益 5,000 万円余の増額は、旧南光病院用地の一部売却によるものです。

これらにより収入計の補正予定額を 47 億 8,200 万円余の増とし、総額を 1,176 億 1,600 万円余と見込むものです。

支出ですが、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、2 目材料費 10 億 9,200 万円余の増額は、診療材料費の価格高騰などによるものです。3 目経費 6 億 9,500 万円余の増額は、燃料価格の高騰などによるものです。

338 ページをお開き願いまして、第 3 項特別損失 1 億 6,300 万円余の減額は、旧南光病院の建物解体に係る工事費の減少によるものです。

これらにより支出計の補正予定額を 20 億 2,300 万円余の増とし、総額を 1,150 億 5,200 万円余と見込むものです。

この結果、補正後の差引損益を 25 億 6,300 万円余の黒字、特別利益及び特別損失を除いた経常損益は 25 億 8,200 万円余の黒字と見込むものです。

続いて、339 ページに参りまして、資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入ですが、第 1 款資本的収入、第 1 項企業債 10 億 1,300 万円の減額及び第 3 項補助金 3 億 8,700 万円余の増額は、事業費の確定に伴う財源の整理等を行うものです。

340 ページをお開き願いまして、支出ですが、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、2 目建物費 4 億 8,200 万円余の減額、3 目医療器械費 1 億 7,100 万円余の増額は、事業費の確定により所要の調整を行うものです。

なお、342 ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書等につきましては、ただいま説明をいたしました予算の補正に伴う変更あるいは補正内容の明細等で

ありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千田美津子委員 1点だけ教えていただきたいのですが、オミクロン株の感染拡大の中で入院費用、特に手術費の増額を見込んでいらっしゃるわけですが、一般的にはそういう手術などいろいろ部分が後回しになっているところがかかなりある中で、県内の県立病院ではどのようににやられているのか。いずれ一般の診療には影響がなくて、むしろみんなの努力等で頑張っているということになるのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○久慈医事企画課総括課長 県立病院の現在の診療の状況として、確かに御指摘がございましたとおり、感染の状況ですとかそういったところを見て、病院で手術あるいは検査の対応を取ってきたところがございますけれども、昨年末の一時落ち着いた段階におきましては、通常ベースの体制で対応してきたところですので。ことしに入りましてまた感染拡大の状況に入りまして、同じように検査や手術について、そういう対応を取っている状況でございます。その部分について、救急ですとか、重症度の高い症例につきましては、今申し上げたそういう影響だとかそういった対応ではなく、通常どおり対応するというところでいろいろなところに説明をして対応しているというところでございます。

○千田美津子委員 いずれ通常どおり対応されているということで。

それで、関連して、新型コロナウイルス感染症への対応で県内の県立病院でやはりすごく大変なところ等いろいろあると思いますが、どういう支援体制を組んでいらっしゃるか、その辺のことを一つお聞きしたいし、それから外来収入で高額薬剤使用患者が3,000人ふえているのですけれども、この状況についてもお知らせいただきたいと思います。

○宮職員課総括課長 従来から県立病院では業務の繁閑に応じて業務の応援体制をしいているところでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大におきましても、医療圏各4カ所にそれぞれ8名ずつ、新型コロナウイルス感染症の対応の看護師を配置したところでございまして、そこから9病院から7病院に対して大体2名か6名ぐらいずつ応援をしているというところでございます。

○久慈医事企画課総括課長 外来患者におきます高額薬剤の適応患者というところで、確かに対象の患者数がふえております。そしてその使います薬剤自体の単価がかかなり高額に上っているということで、患者数、そして収益上もその想定を大きく超えているというところで補正するものでございます。

○千田美津子委員 例えばどのような高額薬剤使用患者がふえているか、その辺をお知らせください。

○久慈医事企画課総括課長 これにつきましては、悪性腫瘍等抗がん剤が主となっております。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際何かありませんか。

○高橋はじめ委員 私からは、軽米町から来ている陳情について、これまでいつ陳情が来たのか、それに対する回答はいつ回答したのか、回答の主な内容をかいつまんでお伺いしたいと思います。

○鈴木経営管理課総括課長 軽米町からの陳情内容についてでございますけれども、軽米町が発注いたしましたかるまい交流駅（仮称）の建設工事におきまして、当該工事の用地から令和2年11月に廃棄物等が出土しまして、その用地が旧県立軽米病院跡地であったということから、12月に軽米町から廃棄物の処理費用の負担に関して口頭で要望があったところでございます。また、令和3年4月には、出土した廃棄物の撤去費用のほか、試掘調査費、土壌分析費、工期延長に伴い増額となる工事請負費、それから工事遅延により生ずる補償金、総額約1億2,000万円余について、医療局に費用負担を求める陳情書が提出されたところでございます。さらに、その土壌分析調査の結果、基準値を超える鉛成分が検出され、鉛汚染土壌撤去費を含めた総額約1億6,000万円余について、全額の費用負担を求める陳情書が令和3年9月に医療局に提出されたところでございます。

医療局といたしましては、4月に出されました要望書に対しまして、令和3年5月10日付で軽米町に回答させていただいているところでございます。それで、基本的には、現在の法律で見た場合に医療局で負担するという法的な根拠はないのではないかと考えておりますということについて回答させていただきまして、いずれ今後その費用負担の在り方についての進め方については、改めて協議する場を設けさせていただきたいという旨の回答をしているところでございます。

○高橋はじめ委員 5月10日付で回答を1回出していると。それ以降、9月にも陳情が出ていると。それについては同じ意思というか、そういう回答の下に変更はないということで軽米町には話をしているのですか。

○鈴木経営管理課総括課長 9月に陳情が出された以降につきましては、いずれ医療局がその費用負担をすとしても、医療廃棄物以外にもさまざまなものが出ていますので、医療廃棄物がどれくらい出ているのか。その土地の履歴を見ても医療局以外にもさまざま使

われているということです。仮に当時の県立軽米病院が捨てた医療廃棄物というのがある程度明らかで、どれぐらいあるのかという資料をいただきたいと、その上で検討したいということについて、町の担当者と協議をしたところでございます。

○高橋はじめ委員 議会と会派にも陳情書が出てきておりまして、5月10日に出した回答ではなかなか納得いただけないということでの陳情だと思われまして。それで、私もその内容をいろいろ調査させていただいて、先月の2月10日でしたか、軽米町にもお話を伺おうということで行ってまいりました。事前に事務局の皆様方にも、いろいろレクチャーをしていただき、話を聞いて、それから行ったわけでございます。

まず、法務局に行って、その土地と建物がどうなっていたかというのを見ましたけれども、土地は既に軽米町が軽米町の町民の方から購入して、軽米町の名義になっていました。建物は平成17年に解体したはずなのに、建物の登記はそのまま、所有が岩手県のままとされておりまして、非常に奇異に感じたのです。昭和44年に軽米町に譲渡したその時点で所有権移転登記をしていなかったという、事務上のミスがあったのでしょうか。

それで、いろいろ陳情の内容について聞き始めたら、医療局から根拠を示せと言われたので、法的な部分について、ことしの1月に弁護士を代理人として医療局に示したというか、そういう話をした。それで、2月末までに回答をいただきたいということも話をしている。ただ、医療局からは、2月末に間に合うかどうか、場合によっては3月という話もされているというのは私が訪問した2月10日の話でしたが、それについてはどのような内容で、どのように対処をしているか伺います。

○鈴木経営管理課総括課長 令和4年1月17日付で軽米町の代理人の弁護士から、県立軽米病院の廃棄物埋設行為に関する賠償請求についてという表題の通知がございまして、出土した廃棄物の撤去費用のほか、先ほど申しあげました試掘調査費、土壌分析費、工期延長に伴い増額となる工事請負費、工事遅延により生ずる補償金、鉛汚染土壌撤去費などについて、その全額を医療局に請求をするという内容のものでありました。

その回答期限について、一応1月末という文書ではございましたけれども、我々も弁護士等と対応を考えなければならないということで、期限を2月末ぐらいまで延期させてほしいということで御連絡を差し上げているところでございます。現在その内容につきまして、弁護士と精査するとともに、今後の対応について相談しているところでございます。

○高橋はじめ委員 埋設物というか、その中から出たのが体温計2個でしたか、それから注射器は1個なような気がするのですけれども、その中で軽米町では周辺を含めて500トン余りを処分をしたという話でありました。旧県立軽米病院がある時点での地下埋設は法的な縛りもないので、世間一般的にごみを燃やしたり、要らないものを埋設したりという、そういう状況であったわけです。そのことに対して法的に県の医療局が賠償請求に応じなければならないかということについては、私も何か疑問を感じるし、そもそも土地を買うときに、その土地を更地で評価をして、病院があった、あるいは工場があった、建屋があったというところで、何も試掘調査もしていなかったという、どちらかという軽米町に

かなり落ち度があったのではないかと思うわけであります。私はちらっと、土地の評価が甘かったのではないかという話をしたら、我々は瑕疵担保責任を問題にしているのではない、要するに土地の購入先の問題を言っているのではないと。我々が出てきた医療廃棄物が問題なのだと、こうおっしゃいました。私もそこは軽米町役場職員の方に非常にむっとしたところはあるのですけれども、本来であれば自分が事業で使う土地がどういう土地なのか、事前にしっかりと調査をして、その調査の下に事業に堪えられる土地だということで購入するのが普通で、それが堪えられないということで、しかも土地が必要だということであればこそ、値段交渉で評価額どおりでなく、埋設物を撤去して、処分する費用を差し引いて、それで購入するというのが普通の民間のやり方のような気もするのですけれども、そういったこともみずから省いておいて、出た結果だけ県に請求するという、この姿勢はちょっといかがなものかとの調査をして、私はそう思いました。

それらを含めて話し合いで負担するのか、負担しないのか。負担するときはどれぐらいの負担割合になるのか。そうはいっても、もう50年ぐらい前の話ですので、現物といっても、さっき言った体温計と、それから注射針がほんの数個、それから小瓶があったという話もあるのですが、全体で本当にこれが医療廃棄物で、これだけの量だというのは特定できないというのが状況ではないかと思えます。軽米町も、500トンその周辺は処分したけれども、医療廃棄物がこれだけだというのはなかなか根拠が示せないから今日まで来ているのではないかと私は思うのですけれども、その辺の分析が皆さんではどうなっているのかお伺いします。

○鈴木経営管理課総括課長 委員お話しのとおり、我々としましては、きっちりと医療廃棄物だけをふるいにかけるというか、区分するというところまではなかなか難しいだろうということは承知しておりましたので、ある程度何がしか合理的に後で推計できるような証拠といったようなものを残して、それに基づいて後で費用負担ができないかというようなことで町にはお願いをしていたところでもございましたので、そういった何か推計をできるような、証拠となり得るようなものの資料を今提供をお願いをしているところでもございます。

○高橋はじめ委員 証拠資料と言われても、その部分はまだ既に処分終わっているのですよね。だから、お互いにこれだと言って確認できないというのが現状ではないかなと思っています。それらを含めて、適正に法に従って、医療局も対応すべきではないかと思っています。

それと、もう一つ心配しているのは、医療廃棄物。しかも旧県立軽米病院の医療廃棄物と、こういう話題になりますとすぐ病院名が出るのです。問題は、その病院で勤務されている方々は、そのことによって非常に心に残るものがあるのではないかと考えていますが、病院の皆さん方に対するそういう経過報告を含めてフォローアップはどうされているのですか。

○鈴木経営管理課総括課長 県立軽米病院の事務局とは、さまざまこういった状況につい

て、それぞれの段階で報告しておりまして、それについて県立軽米病院の事務局から、特に現状として、病院で何か変わったことがあるといった報告は受けていないところですが、そういったところについてもフォローをしていかなければならないと思いますので、意を用いていきたいと思えます。

○高橋はじめ委員 病院経営は非常にどの病院も大変でして、特に小さい病院というか、軽米町という特殊な地域の病院でもありますし、その中で収支改善をやろうということで、院長以下、非常に経営努力もされているのです。その一方で、全く訳のわからぬ請求も来ていて、それが例えばどういう形で決着するかにもよるのでしょうけれども、非常に残念な思いをすることもあるのかもしれない。そのところを含めて、一生懸命町民のために、地域のために医療活動をしなが、病院経営も立て直そうと頑張っている方々に対してやはりしっかりと意を尽くしていかないと、そのうち我々はそうならもう辞めてしまうよということで辞められても、この病院を維持していくのは大変ですので、その辺はしっかりとやっていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。小原医療局長、何かこの件についてありますか。

○小原医療局長 実は県立軽米病院は、数ある県立病院の中で最も地元町とうまくやっている病院です。院長先生は地元出身でありますし、働いているスタッフも多く、今の病院の隣は保健センターで、常日ごろから地元町役場とも連携している病院でありまして、正直あまりそういう心配をしていなかったというのが確かに御指摘のとおりだと反省しているところですが、折に触れて院長先生などには進捗状況をお伝えしてきたところですが、そういった点をさらに心に留めて、注意してまいりたいと思えます。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様はお疲れさまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。